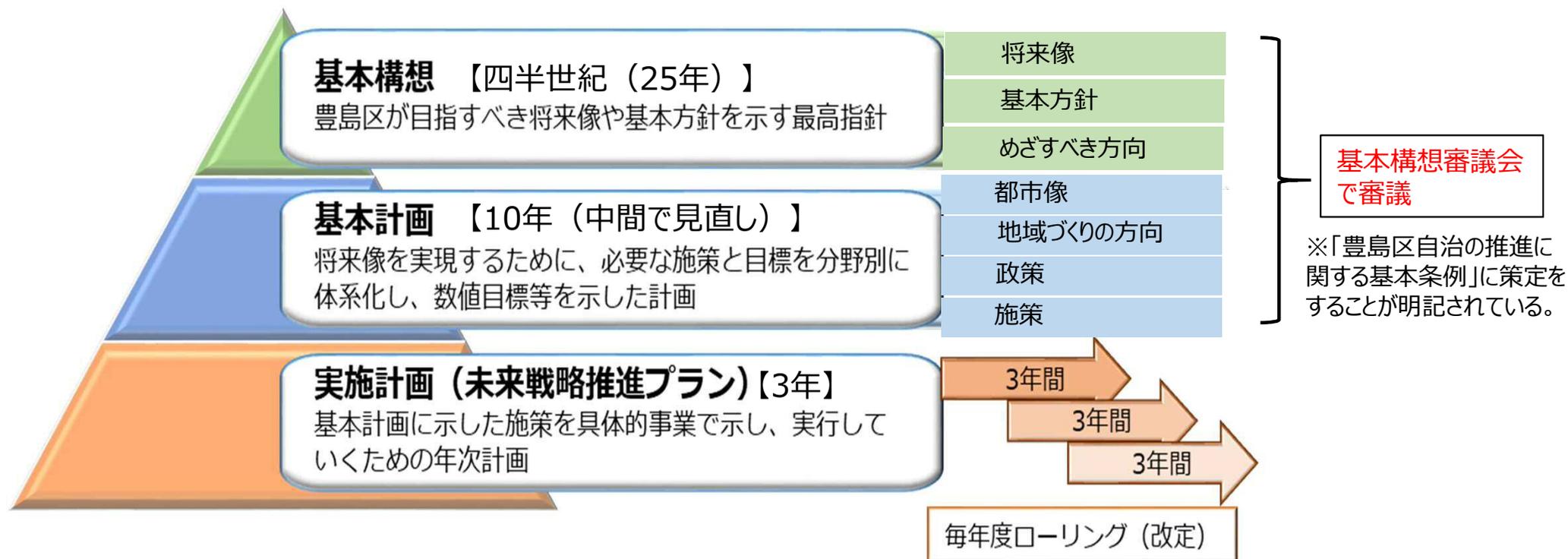


# 現在の基本構想・基本計画について

# 1. 基本構想・基本計画について

## 1 基本構想・基本計画



## 2 法令・条例

- 1969年（S44） 「地方自治法 改正」 → 議決を経て「基本構想」を策定することを義務付け
- 2006年（H18） 「豊島区自治の推進に関する基本条例」制定 → **基本構想・基本計画の策定を条例に明記**
- 2011年（H23） 「地方自治法 改正」～基本構想策定義務の廃止  
→廃止後も、98%以上の自治体は基本構想を策定
- 2014年（H26） 「豊島区議会の議決すべき事件に関する条例」 → **基本構想を議決事件に指定**

## 2. 改定の前倒しについて

### 改定前倒しの理由

- コロナ禍・災害・少子高齢化等の影響により社会経済状況や区民意識、区民ニーズなどが大きく変化したことから、区政運営に早急に反映させるべく、令和7年度末に予定していた「基本構想」及び「基本計画」の策定を令和6年度末とする。

年度	H15 2003	～	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31・R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
基本構想	基本構想 (H15.3 議決)			改定	改定 基本構想 (H27.3～R8.3)									
基本計画					基本計画 (H28.3 策定)						後期基本計画 (R4.3～R8.3)			
												検討	策定	前倒し

### 3. 現在の基本構想について



項目	概要
目的	豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向性を定めることを目的とする。
期間	<b><u>四半世紀（25年）</u></b>
将来像 (キャッチフレーズ)	未来へ ひびきあう 人 まち・としま
基本方針 (4つの政策の柱)	<ul style="list-style-type: none"><li>・あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく</li><li>・安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する</li><li>・魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす</li><li>・伝統・文化と新しい息吹が融合する文化の薫るまちをめざす</li></ul>
めざすべき方向	基本方針に基づく <b><u>[12のまちづくりの方向性]</u></b>
構想実現のために	おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図る。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにする。施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせ公表する。

# 4. 現在の基本計画について



## 第1編 総論

項目	概要
目的	区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針として、計画期間内に取り組む施策を体系的に示し、区の各分野における計画を総合的に調整する。
期間	<b><u>10年（中間で見直し）</u></b>
都市像	国際アート・カルチャー都市 ～まち全体が舞台の 誰もが主役になれる 劇場都市～

## 第2編 各論

地域づくりの方向	基本構想の「めざすべき方向」に基づく「分野別の目標」
政策	「分野別目標」を実現するための方針 <b><u>[24の政策]</u></b>
施策	「政策」を実現するための具体的な戦略や事業展開の方針 施策の進捗状況を測る参考指標 <b><u>[68の施策]</u></b>

# 5. 現在の基本構想と基本計画の構成

## 基本構想

第1章 目的	
第2章 期間	21世紀の第1四半世紀
第3章 将来像	未来へ ひびきあう 人 まち・としま

## 基本計画

目的	
期間	10年（中間で見直し）
将来像	未来へ ひびきあう 人 まち・としま
都市像	国際アート・カルチャー都市 ～まち全体が舞台の 誰もが主役になれる 劇場都市～

第4章 基本方針 (4)	第5章 めざすべき方向 (12)	地域づくりの方向 (8+a)	政策 (24)	施策 (68)
1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく	区民等の参画の推進	1.あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 地域力の向上に向けた参画と協働の推進	1.地域における区民参画・協働の推進 2.地域における活動・交流拠点の充実
	新たな区政運営システムの確立			
2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する	すべての人が地域で共に生きていけるまち	3.すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域における自立生活支援 (3) 健康な生活の維持・増進	68の施策
	子どもを共に育むまち			
	多様性を尊重し合えるまち	4.子どもを共に育むまち	(1) 子どもの自己形成・参加支援 (2) 子ども・子育て支援の充実 (3) 学校における教育 (4) 家庭と地域の教育力の向上 (5) 生きる力の土台となる就学前教育の充実	
	みどりのネットワークを形成する環境のまち			
	人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち			
3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす	首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち	6.人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) ごみ減量・清掃事業の推進	
	魅力と活力のあるまち			
4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす	個性が醸成される、彩り豊かなまち	7.魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 文化と魅力を備えたまちづくり (2) 魅力ある都心居住の場づくり (3) 魅力を支える交通環境づくり (4) 災害に強いまちづくり (5) 日常生活における安全・安心の強化	
	文化に触れ、文化と共に発展するまち			
	文化創造都市の魅力で世界に向けて発信するまち	8.伝統・文化と新たな息吹が融合する魅力を世界に向けて発信するまち	(1) アート・カルチャーによるまちづくりの推進 (2) 生涯学習・生涯スポーツの推進	68.スポーツ・レクリエーション活動の推進
		第3章 新たな行政経営		

# (参考) 基本計画に内包されている戦略等について

## 【国】 まち・ひと・しごと創生法 (以下、法)

- 国は、少子高齢化の進展に的確に対応して人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定。
- 市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 【区】 豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 法の基本理念を踏まえ、27 年度に「豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。
- 国の総合戦略において実施状況に関する客観的な指標を設定していることを鑑み、客観的な指標設定が求められている。



## 【区】 豊島区人口ビジョン

- 法の基本理念を踏まえ、日本における人口減少社会の克服を目指し、豊島区の目指す「地方創生」を実現するため、27年度に「豊島区人口ビジョン」を策定。
- 国の「長期ビジョン」と整合させるため、将来人口推計を2060年まで行い、今後の目指すべき方向性と、人口の将来展望を示す。



➡ 「豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「豊島区人口ビジョン」は、基本計画に内包されている。